

津野町簡易水道監視システム整備工事プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、津野町簡易水道監視システム整備工事を実施する事業者をプロポーザルで選定するにあたり、津野町簡易水道監視システム整備工事プロポーザル実施要領に定めるもののほか、契約の相手先となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するための審査基準等を定める。

2 選定委員会等

本要領に基づいて提案書審査（以下「審査」という。）を行うため、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の委員は次の者とし、副町長を委員長とする。
副町長、総務課長、まちづくり推進課長、建設課長、建設課長補佐

3 審査方法

本要領に基づき、候補者1名、次点者1名を選定する。審査方法は、次の各号のとおりとする。

ア 案内容をプレゼンテーション審査し、最高評価の1事業者を候補者とする。

イ 審査の通知

すべての参加者に文書で通知する。

ウ 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

審査項目	審査点	審査基準
工事の施工体制	5点	別表1の通り
過去の実績	5点	
ランニングコスト	10点	別表2の通り
システム構造	10点	
サポート体制	10点	
工事費用	10点	

エ 審査基準

各審査項目の審査基準については、次のとおりとする。

別表1

評価基準 1

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
工事の施工体制	的確に工事を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況又地元業者を配置することが出来るのか。	5	4	3	2	1
過去の実績	受注業務の規模や内容を総合的に判断	5	3	1	—	—

別表2

評価基準 2

評価項目 評価の着眼点		配点および計算方法	
		配点	計算方法
ランニングコスト	システムを利用する上で、安価に使用できるか	10点	下記、算定式 a による
システム構造	導入システムは優れた機能も有し、安易に操作ができるものとなっているか	10点	下記、算定式 a による
サポート体制	システムを使用する上で、十分なサポート体制が取れているのか	10点	下記、算定式 a による
工事費用	システム導入時に安価で導入できるか	10点	別表3の通り

※評価点＝配点×評価係数・・・算定式 a

評価係数は、A=1.0 B=0.8 C=0.6 D=0.4 E=0.2 とする。

なお、評価点は、少数点以下を四捨五入した値とする。

別表 3

●工事費用

70,000 千円を超える見積は 0 点、61,000 以下を 20 点とし、70,000 千円以下 61,001 千円以下の見積は、1,000 千円の減額毎に 1 点加点する。

見積額（単位：千円（税込み））			点数
70,001	以上		0
69,001	～	70,000	1
68,001	～	69,000	2
67,001	～	68,000	3
66,001	～	67,000	4
65,001	～	66,000	5
64,001	～	65,000	6
63,001	～	64,000	7
62,001	～	63,000	8
61,001	～	62,000	9
1	～	61,000	10